

公立宇出津総合病院看護師等修学資金貸与修学生 募集概要

公立宇出津総合病院看護師等修学資金貸与制度は、郷土の医療を支える人材の育成及び確保を図り、安定的な医療提供体制を確立するため、将来看護師等として公立宇出津総合病院の業務に従事しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸与するものです。

看護師等の免許を取得後、当院に修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間勤務することで、修学資金の返還を免除します。

1. 貸与対象者

保健師、助産師、看護師の養成施設に在学しており、卒業後公立宇出津総合病院で看護師等の業務に従事しようとする方。

2. 募集期間 毎年4月1日 ～ 5月15日

3. 貸与金額 月額100,000円

※但し、石川県地域医療支援看護師等修学資金の貸与を受けられる者は、月額50,000円

4. 貸与期間

貸与を決定された日の属する年度の4月から在学する看護師等養成施設の修業年限の3月まで

5. 修学資金の返還免除

看護師等として病院の業務に従事した期間が、修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したときは、その全額を免除します。

6. 修学資金の返還等

退学をしたときなど、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなった場合は、修学資金を返還していただきます。なお、事由によって返還の猶予、返還債務の減免ができる場合もあります。

7. 申し込み手続き

募集期間内に、「公立宇出津総合病院看護師等修学資金貸与申請書（別記様式第1号）」に必要な書類を添付して、申し込みください。

提出書類

- ① 公立宇出津総合病院看護師等修学資金貸与申請書（別記様式第1号）
- ② 在学する養成施設又は当該養成施設に入学し、若しくは入所する直前に在学した学校の学業成績証明書
- ③ 在学する養成施設の長の推薦調書
- ④ 生計を維持する者の収入を証明する書類

※申請にあたっては、連帯保証人が必要となります。連帯保証人は、独立した生計を営む成年で、修学資金の貸与決定の際は、申請者と連帯し修学資金の返還債務を負うことになります。

8. 提出方法

在学する看護師等養成施設を通じ提出するか、直接持参または郵送してください。受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです（土日、祝日を除く）。また、郵送の場合は、封筒に「看護師等修学資金貸与申請書在中」と明記し、簡易書留または配達記録で郵送してください（当日消印有効）。

9. 貸付の決定

書類審査及び面接の結果により貸付の適否を決定し、書面で通知します。

【お問い合わせ・申込先】

公立宇出津総合病院事務局 修学資金担当

〒927-0495 石川県鳳珠郡能登町字宇出津タ字97番地

電話：0768-62-1311 FAX：0768-62-3769

